

## 「子育て世帯臨時特例給付金」及び「臨時福祉給付金」について

消費税率引き上げによる影響を緩和するため、平成 27 年度についても「子育て世帯臨時特例給付金」及び「臨時福祉給付金」の給付を引き続き行います。

### 【子育て世帯臨時特例給付金】

- 支給対象者：平成 27 年 6 月分児童手当（特例給付を除く）の受給者
- 本市の支給対象者数：対象者見込み 60,560 人
- 支給対象児童：支給対象者の平成 27 年 6 月分児童手当（特例給付を除く）の対象となる児童（基準日より後に生まれた児童及び基準日以後支給決定までに死亡した児童は対象外）  
※「臨時福祉給付金」支給対象者、生活保護世帯等含む。
- 基準日：平成 27 年 5 月 31 日
- 給付額：対象児童一人につき、3,000 円
- 申請方法：給付金の申請書を兼ねた児童手当現況届案内を 6 月上旬に発送予定  
※公務員の方については、所属庁から発行される申請書を提出していただく。

### 【臨時福祉給付金】

- 給付対象者：基準日時点で本市に住民登録があり、平成 27 年度市民税（均等割）が課税されていない者  
※市民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等・生活保護の被保護者等を除く。
- 本市の給付対象者数：対象者見込み 135,850 人
- 基準日：平成 27 年 1 月 1 日
- 給付額：対象者一人につき、6,000 円
- 申請方法：10 月以降の給付に向け、対象者と思われる方に申請書を順次発送予定

- 平成 27 年度は、2 つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、2 つの給付金を両方とも受け取ることができます。
- 2 つの給付金の給付開始は、平成 27 年 10 月以降の予定です。

### 問合せ先

子育て世帯臨時特例給付金について  
臨時福祉給付金について

こども青少年課  
地域福祉課

小原  
原

電話 042-769-8232  
電話 042-707-8636